

資料3 市町アンケート結果からの課題について

1 景観施策への取組姿勢は2側面がある

・景観全般については（幾多の課題があるとしても）「積極的に取り組んでいく」とする市町が多い。一方でその必要性が認識されていない市町もある。



・県としては、積極的な市町と消極的な市町への2側面の対応が課題。

2 美しいまちづくり推進事業は基本的には継続が望まれている

・美しいまちづくり推進事業は、施策によって活用の程度にばらつきがあるものの、基本的には事業全体の継続が望まれている。現状では景観資産登録制度、アドバイザー派遣制度、重点支援地区制度は実態として効果が大きいとされた。



・基本的に主な施策を継続し、さらに発展させるための検討が課題。

3 景観施策の理念的な目標として定住や観光などが視野に入れられている

・美しいまちづくり推進事業の最終的な目標とされる定住人口や交流人口の増加については評価されており、長期の取組が必要であるという共通認識がわかった。



・景観行政の方向性として、景観の背景となる社会のあり方を視野に入れて検討することが課題。

4 景観法への対応姿勢には2側面がある

・景観法の活用については、景観行政に取り組んでいる市町では積極的な姿勢がみられた。一方、未だ取り組んでいない市町では比較的消極的な姿勢が目立つ傾向がある。



・景観法への対応について積極的な市町と消極的な市町への2側面の対応が課題。

5 県に対しては、先導性と市町をつなげる広域性が求められている

・景観法に関連して県に期待される技術支援としては、市町の共通テーブルとしての「情報共有の場」と、「公共事業における景観形成ガイドラインの作成」が強くもとめられている。また、啓発活動、県全体の目指す景観像や共通事項の構築、広域的景観形成の必要性が期待されている。



・県の役割として目標像を示し公共施設景観ガイドラインなどを先導することが課題。
・広域的な観点から市町を繋げる、また広域的な景観形成を進めることが課題。

6 県に対しては、財政支援が求められている

・景観法に関連して県に期待される財政支援としては、景観計画の策定とその景観計画に基づく事業に対する補助が期待されている。



・県の役割として市町への財政支援を継続発展させることが課題。